

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第87号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月30日（月） 13時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市度島北方沖 平戸市所在の <sup>あづち</sup> 的山大島 <sup>おしま</sup> 曲 <sup>まが</sup> り鼻灯台から真方位157° 1,950m 付近 (概位 北緯33° 27.3′ 東経129° 31.8′)
事故等調査の経過	平成25年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>せいよう</sup> 正容丸、0.9トン NS3-504593（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート <sup>じゆん</sup> 純丸、0.5トン 292-31114長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 両舷外板に擦過傷、船外機プロペラに曲損等 B 船首マスト及び船首係船柱に曲損、右舷外板に擦過傷等
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが右舷船尾に座って船外機を操作し、約12ノットの対地速力で南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、船首を南南東に向けた状態で錨泊して釣り中、平成25年9月30日13時30分ごろ、度島北方沖において、A船の船首部とB船の右舷側とが衝突した。 船長Aは、衝突の衝撃で落水した船長B及び同乗者Bを救助した後、118番通報し、B船は、A船に平戸市平戸港へえい航された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約5m/s、視界 不良 海象：うねり 約1.5m
その他の事項	A船は、船首部が浮上して船首方の死角（視界が制限される状態）が生じていた。 A船は、レーダーがなかった。 船長Aは、前方からの風雨及びうねりに気を取られ、前方をよく見ていなかった。 船長Bは、右舷船尾で北西を向いてクーラーボックスに座り、流れる浮き（釣り具）を見ながら、釣りをしており、衝突直前に接近するA船に気付き、立ち上がって大声を出しながら、両手を大きく振っ

	<p>た。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、度島北方沖を南東進中、船長Aが、前方からの風雨及びうねりに注意を向け、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、度島北方沖において錨泊して釣り中、船長Bが、釣りに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、衝突直前に接近するA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、度島北方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊中、両船船長が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首方の死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。</li> <li>・錨泊中は、常時、見張りを適切に行い、接近する他船を視認したときは、必要に応じて有効な音響による注意喚起信号を行うこと。</li> <li>・小型船舶の暴露甲板に乗船している者は、救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> </ul>